

中小企業者等の方々の処理費用を軽減します。



中間貯蔵・環境安全事業株式会社

目次

中小企業者等軽減制度の概要	1
---------------	---

軽減制度の対象者	2
----------	---

軽減制度の対象物	3
----------	---

お申込みの手順	4
---------	---

自己診断シート	6
---------	---

申込書記入例（会社）	8
------------	---

申込書記入例（個人事業主）	9
---------------	---

申込書記入例（中小企業団体・法人）	10
-------------------	----

申込書記入例（個人）	11
------------	----

申込書添付書類の一覧	12
------------	----

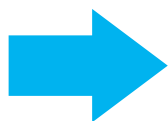
お申込みから処理まで	13
------------	----

中小企業者等の方々の費用負担を軽減します。

中小企業者などの保管事業者の方々が保管するPCB廃棄物の処理費用は、独立行政法人環境再生保全機構が運用するPCB廃棄物処理基金からの助成金及び国からの国庫補助金による軽減措置の適用対象となります。対象範囲は「独立行政法人環境再生保全機構に関する省令」に定められています。

対象になる方

- ・会社(株式・有限・合資・合名・合同)
※みなし大企業は除く
- ・個人事業主
- ・中小企業団体
- ・常時使用する従業員数が100人以下の法人 ※会社、中小企業団体を除く



処理料金の

70%

を軽減します

対象になる方

- ・個人



処理料金の

95%

を軽減します

お申込みは処理委託契約締結の直前です。

処理委託契約の時期が近づいてきましたら、中間貯蔵・環境安全事業株式会社からご連絡させていただきます。

中小企業者等軽減制度の概要

次の方々が軽減制度の対象者です。

中小企業者

会社（株式・有限・合資・合名・合同）

①表 1 において主たる業種毎に定められる A 又は B の基準を満たす会社（ただし、1 又は 2 者以上の大企業者（中小企業者以外の会社）が保有する株式数又は出資額が、当該会社の発行済株式総数又は出資の総額の 1/2 以上を占めている会社は（みなし大企業者）対象外となります。）

②みなし大企業者による貴社の発行済株式の 100% 保有又は全額出資による完全支配関係※がないこと

③貴社と大企業者との相互間の発行済株式の 100% 保有又は全額出資による完全支配関係※がないこと

※完全支配関係とは発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の全部を直接又は間接に保有する関係をいいます

個人事業主

表 1 において主たる業種毎に定められる B の基準を満たす個人事業主

中小企業団体等

表 2 に定められる中小企業団体等

表 1

主たる業種	A 資本金又は出資の総額	B 常時使用する従業員数
製造業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
その他	3億円以下	300人以下

表 2

中小企業団体の基準
中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会）
特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員の 2/3 以上が表 1 のいずれかに該当する者であるもの（農業協同組合、漁業協同組合等）

法人

常時使用する従業員の数が 100 人以下の法人
※会社、中小企業団体を除く

個人

- ・解散又は事業を廃止した事業者から軽減対象廃棄物を承継して保管している個人
- ・何らかの理由で軽減対象となる PCB 廃棄物を保管することとなった個人
- ・破産者（破産管財人）

軽減制度の対象物

対象となるPCB廃棄物は、高濃度のトランス・コンデンサ類、PCB油類、安定器等・汚染物、保管容器です

対象外となるPCB廃棄物は、微量（PCB濃度0.5mg/kg 超～5,000mg/kg）のPCBによって汚染されたもの又は当該絶縁油を含む電気機器、当該絶縁油が染み込み、付着した廃棄物です

各事業所で処理を行っているPCB廃棄物は以下のものです（H26年9月現在）

PCB機器を判別する方法は当社ホームページ及び各メーカーのホームページ等をご確認ください。廃棄物の状態、油の性状、各PCB処理事業所の稼働状況等により、処理をお受けできない場合があります。

	トランス等	廃PCB等	安定器等・汚染物	汚染された保管容器※1
	ポリ塩化ビフェニルを使用したトランス、コンデンサ、これらと類似の形状・構造を有する電気機器（3kg以上）	トランス等から抜き出したPCB油類	トランス、コンデンサのうち小型（3kg未満）のもの、安定器等の小型の電気機器が廃棄物となったもの、感圧複写紙、ウエス、汚泥等	
北九州 PCB 処理事業所	○	○	○※2	○
大阪 PCB 処理事業所	○	○	※3	○
豊田 PCB 処理事業所	○	○	※3	○
東京 PCB 処理事業所	○	○	※4	○
北海道 PCB 処理事業所	○	○	○※2	○

※1 材質・汚染状況によっては処理が遅れる場合があります。

※2 施設ごとに優先的に処理を行う「当面の受入品目」を定めております。詳しくは、当社ホームページをご確認ください。

※3 北九州 PCB 処理事業所において処理を行います。なお、処理の手続・時期につきましては、当社から個別にご案内します。

※4 北海道 PCB 処理事業所において処理を行います。なお、処理の手続・時期につきましては、当社から個別にご案内します。

お申込みの手順

お申込みの時期は、PCB廃棄物処理委託契約の直前です。手続きの詳細については、処理委託契約のご相談をさせていただく際に個別にご案内いたします。

※ 処理の時期につきましては、都道府県の処理計画に沿って、当社の処理施設の操業計画やお客様のご希望を勘案してご提案させていただきます。



本制度の適用を希望される方は、申込書に必要事項をご記入のうえ、添付書類とともに当社が別途ご案内する宛先に送付してください。



1 自己診断及び申込書の記入

まずは6～7ページの自己診断シートで軽減措置を受けられるかどうかご確認ください。軽減対象者であることが確認できましたら、申込書の裏面に記載されている申込規約をよくお読みいただいた上で、8ページ以降の記入例を参考に全ての項目についてご記入いただき、内容を確認して代表者名で記名、押印してください。

2 添付書類の準備

軽減措置の適用にあたっては、対象者であることを確認させていただく必要がございますので、12ページの添付書類一覧表を参照して定められた書類をご用意ください。

なお、場合により、追加で証明書類等の送付をお願いすることがございますのでご了承ください。

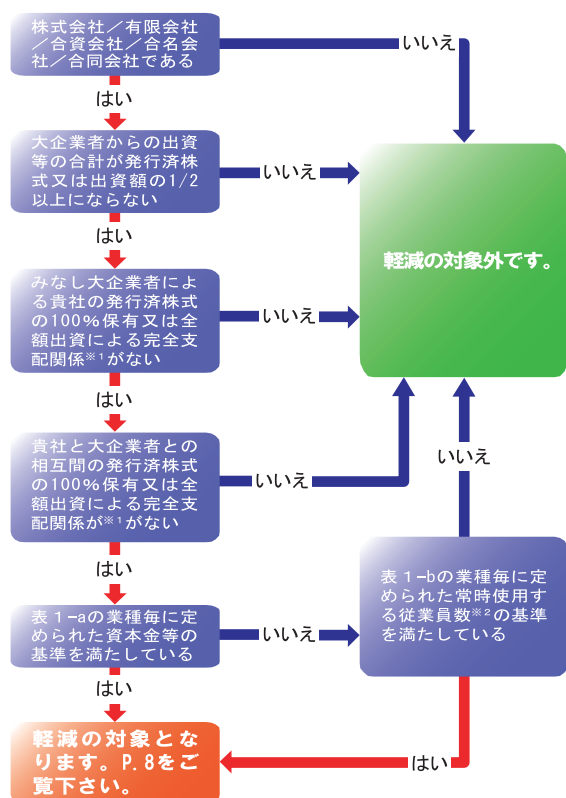
3 内容のチェック及び送付

記入漏れ、不足書類がある場合には対象資格の審査ができず、申込が無効になることがございます。内容の確認をお願いいたします。問題が無いようでしたら申込書と添付書類のセットを正副2部※ご用意いただき、当社が個別にご案内する宛先にお送りください。（お客様においても提出する正副2部とは別に、控えをとって保管してください。）

※副本の申込書にも押印をお願いいたします。ただし、副本として添付する登記簿謄本等の添付書類については写しでも差し支えありません。

自己診断シート

会社（株式・有限・合資・合名・合同）として申請する場合



※1 完全支配関係とは発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の全部を直接又は間接に保有する関係をいいます

表 1-a 中小企業者要件（資本金等）

主たる業種	資本金または出資の総額
製造業	3億円以下
卸売業	1億円以下
サービス業	5,000万円以下
小売業	5,000万円以下
ゴム製品製造業	3億円以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下
旅館業	5,000万円以下
その他	3億円以下

個人事業主として申請する場合

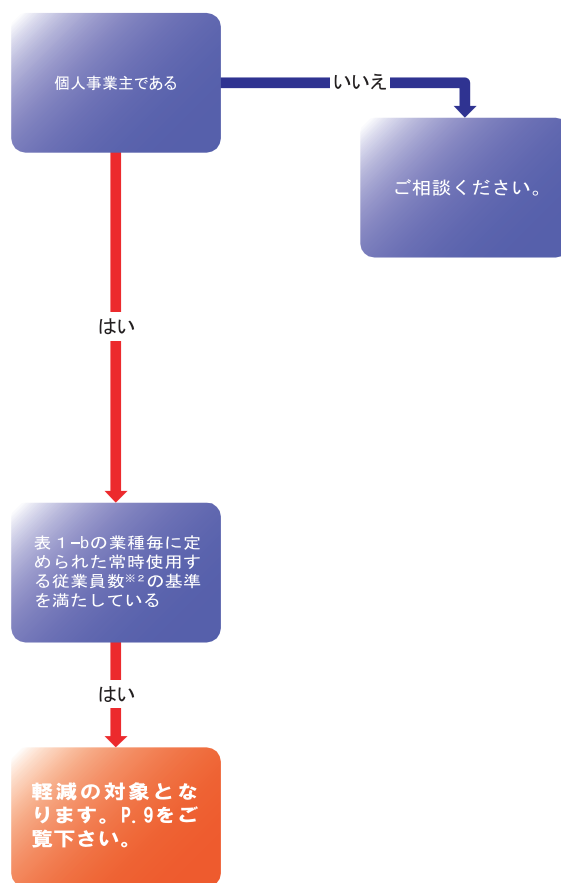


表 1-b 中小企業者要件（従業員数）

主たる業種	常時使用する従業員数
製造業	300人以下
卸売業	100人以下
サービス業	100人以下
小売業	50人以下
ゴム製品製造業	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下
旅館業	200人以下
その他	300人以下

中小企業団体として申請する場合

会社以外の法人として申請する場合

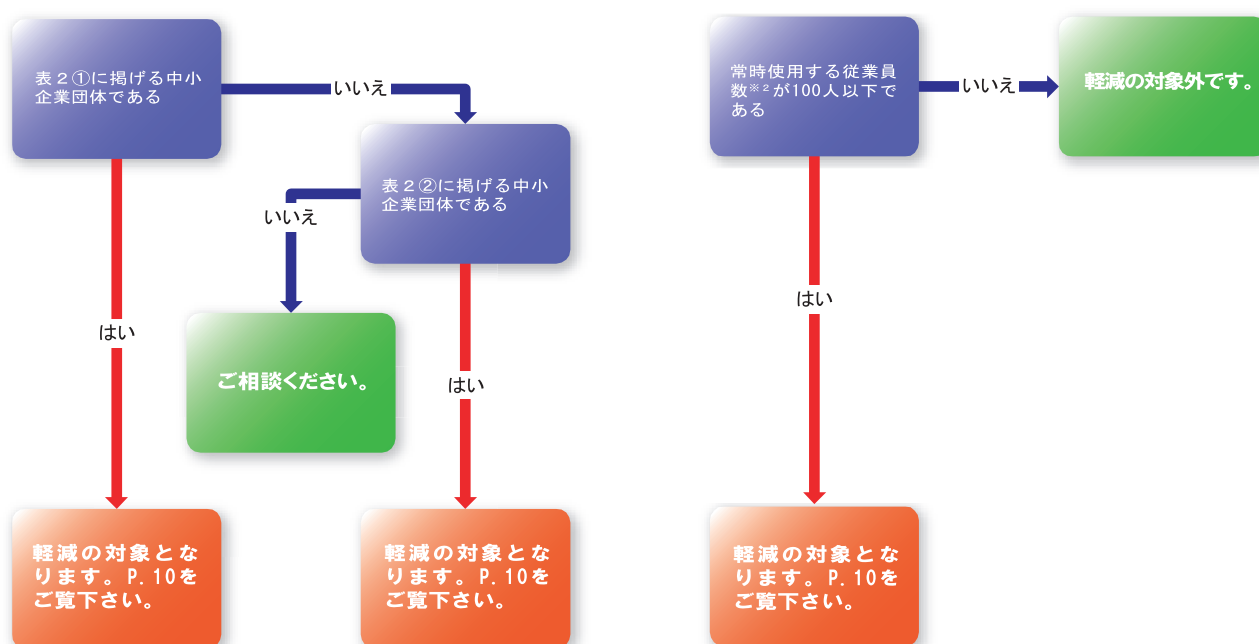


表 2 中小企業団体

団体の基準	例
① 中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業団体	事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会
② 特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員の2/3以上が表 1 の要件を満たす者であるもの	農業協同組合、漁業協同組合等

※ 2 常時使用する従業員数とは、事業者として雇用するもの全体の数であって、支社や工場等の事業場における従業員数ではありません。

例：資本金10億円、社員1,000人を雇用する株式会社Aは製造業を営む会社であり、支店のひとつであるB営業所がPCB廃棄物を保管している。B営業所では常時使用する従業員を100人雇用している。なお、A社は同族会社であり、大企業からの出資等は受けていない。

この場合、製造業の資本金の基準は表 1 により3億円となるため、資本金では基準を満たすことが出来ない。次に常時使用する従業員数をみると、表 2 により300人以下であれば軽減対象となるが、常時使用従業員数は支店等の事業場単位ではなく会社単位で判断するため、常時使用する従業員を1,000人雇用するA社は軽減の対象外となる。

申込書記入例(会社)(株式)(有限)(資)(合)・(名)(合)(同)(有)限

〔事業者基本情報記入欄〕

- 登記簿謄本に記載されている商号、代表者役職・氏名、住所をフリガナを含め正確に記入してください

[株主・出資関係欄]

- 他者からの出資がない場合でも、必ず記入してください
- 株主又は出資者を大企業、中小、又はその他の区別に記載願います
- 大企業以外の株主・出資者で合計50%を超えるよう記入してください。記入欄が足りない場合は、別紙等に追記ください

[主たる業種欄]

- 直近の決算においてもともと売上高が大きい事業が属する業種を番号で記入してください
- 事業場単位ではなく、事業者単位で記入してください
- 直近の決算書における事業売上を記入してください

[illegible]

申込書記入例（個人事業主）

〔事業者基本情報記入欄〕

●屋号又は雅号・申込者役職・氏名(代表者のみ有効)、住所をフリガナを含め正確に記入してください

※JECQ中間貯・環境安全政策株式会社
中小企業者等処理費用軽減制度担当宛

中小企業者等
環境安全政策株式会社

※軽減制度のご申請には

申込日	平成26年4月1日	組織区分	☐ 会社 ☒ 個人事業主 ☐ 外国人労働者 ☐ 法人
申込者 法人名等	おたけをのりやう	申込者役職 代表者氏名	たけし、よう子
環境製作所	安全 次郎		

〒00000000 東京都港区〇〇1-1-7 トキオネシヤフウ〇〇

電話番号(03)-(1234)-(5678) FAX(03)-(1234)-(5678)

中小企業者等軽減制度申込書

様式1 (会社・個人事業主・法人及び中小企業団体用)

減制度申込書

添付書類が必要です

受付日	
受付番号	

事業規模に係る事項(資本金又は出資の総額の欄は会社として申請する方のみ記入ください) 資本金又は出資の総額 記入不要 円	常務取締役 名義座 用印 捺す 5 人
---	--

添付書類が必要です

処理対象物に関する事項

[illegible]

體人本外

JESCO使用欄			
判定結果 通知	ERCA判定 結果照会	判定結果 通知	判定結果 通知

記
入
不
要

判定結果 通知	ERCA判定 結果照会	判定結果 通知	判定結果 通知
JESCO 判定	ERCA 照付確認	JESCO 判定	JESCO 判定

〔輕減対象廃棄物記入欄〕

- 当社に登録した、処理費用軽減申込みの対象となる廃材の種類の登録番号、機器重量を記入してください
- 数量が多く記入できない場合は、別紙に記入してください
- JES00使用欄には、何も記入しないください

[申込条件同意確認欄]

●本欄及び裏面の申込規約をよくお読みいただき、同意いただける場合には申込者商号及び氏名の記名及び押印をお願いします

●印鑑はシャチハタ印以外のものをお使いください

☐ あり ☐ なし	主たる業種（会社及び個人事業主として申請する方のみ記入ください）				
業種 分類	① 石造り・土造りの各種工事に該当する番号の任意に記入して下さい	①製鉄業（鉄を練り） ②制鉄業 ③サビ・エム（炭及びびね練り） ④糸織業 ⑤小製品製造業（小フック・エアーホック又は情報処理用） ⑥その他			
事業 内容	＊建設の決算において総売上高に定める売上高の割合の大きい事業について順次決算の売上高と事業番号（番号を記入下さい）				
売上高 （百万円）	20百万円	① 百万円	□ 百万円	□ 百万円	20百万円

主たる業種(会社及び個人事業主として申請する方のみ記入ください)

申込者役職、代表者氏名

申込者姓名等

環境製作所

安全 次郎

（印）

上記記載事項に相違ありません。

申込者法人名等
環境製作所
申込者役職・代表者氏名
安全 次郎
安全印

申込者役職・代表者氏名

環境製作所

安全 次郎

印

申込書記入例（中小企業団体・法人）

会社(株式・有限・合資・合名・合同)の方は、法人枠ではお申込みできません。
 会社の方はP.8を参照して下さい。

中小企業者等軽減制度申込書

※軽減制度のご申請には、添付書類が必要です

〔事業者基本情報記入欄〕

- 登録簿謄本に記載されている商号(名称)、代表者役職・氏名、本店住所をフリガナを含め正確に記入してください

〔事業規模記入欄〕

- 中小企業団体の場合には記入の必要はありません
- 法人の場合には常時使用する従業員数の欄の記入をお願いします
- 常時使用する従業員数は事業場・支社単位ではなく、法人全体の人数を記入してください

[軽減対象廃棄物記入欄]

- 当社に登録した、処理費用軽減申込みの対象となるPPH廃棄物の種類、登録番号、機器等重量を記入してください
- 数量が多く記入できない場合は、別紙に記入してください
- JES00使用欄には、何も記入しないでください

[申込条件同意確認欄]

- 本欄及び裏面の申込規約、同
をよくお読みください。申込
意に添った場合には申込
団体・法人名及び代表者氏
名の記名及び押印をお願い
します
- ※代表者印の押印が必ず必
要となります

様式 1 (会社・個人事業主・法人及び中小企業団体用)

JESCO 中部防犯・環境安全事業株式会社
中小企業者等処理費用軽減制度担当宛

中小企業者等軽減制度申込書

※軽減制度のご申請には、添付書類が必要です

申込日	平成26年4月1日	組織区分	□ 会社 □ 個人事業主 □ 中小企業団体 □ 法人
申込者 法人名等	学校法人環境学園	申込者役職 代表者氏名	理事長 環境 三郎
申込者 住所	〒110-05-0000 東京都港区〇〇1-1-7 1F 学校法人環境学園		

株主・出資関係(会社として申請するもののみ記入)※会社の方は他企業による貴株式の保有又は出資がない場合でも、本欄1～4記入必須

1 主要株主等の状況(①～⑥欄については⑦の分類を中小化した場合のみ記入下さい)	⑦ 保有割合 (%)	⑧ 業 種	⑨ 資本金 (円)	⑩ 従業員数 (人)
① 株主又は出資者 氏名	② 分類(大企業、中企業、小企業、その他)			
③ 保有割合 (%)	④ 業 種	⑤ 資本金 (円)	⑥ 従業員数 (人)	

記入不要

2 大企業者による貴社の株式の保有又は出資の有無	□ あり (保有割合 %)	□ ない □
3 みなし大企業者による貴社の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係の有無	□ あり (保有割合 %)	□ ない □
4 貴社と大企業者との相互間の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係の有無	□ あり	□ ない □

記入不要

1 主要株主等の状況(①～⑥欄については⑦の分類を中小化した場合のみ記入下さい)	⑦ 保有割合 (%)	⑧ 業 種	⑨ 資本金 (円)	⑩ 従業員数 (人)
① 株主又は出資者 氏名	② 分類(大企業、中企業、小企業、その他)			
③ 保有割合 (%)	④ 業 種	⑤ 資本金 (円)	⑥ 従業員数 (人)	

事業者情報に係る事項(資本金又は出資の総額の欄は会社として申請する方のみご記入ください)	記入不要	円
出資 資本金 総額は	50	人

処理対象物に関する事項	記入不要												
処理対象物 分類番号*	2	登録番号	S000022222	機 器 等 重 量	20kg	登録番号	S000022222	機 器 等 重 量	20kg	登録番号	S000022222	機 器 等 重 量	20kg

登録番号	S000022222	機 器 等 重 量	20kg	登録番号	S000022222	機 器 等 重 量	20kg	登録番号	S000022222	機 器 等 重 量	20kg	登録番号	S000022222	機 器 等 重 量	20kg
------	------------	-----------	------	------	------------	-----------	------	------	------------	-----------	------	------	------------	-----------	------

申込者(以下「甲」という。)、中間防犯・環境安全事業株式会社(以下「乙」という。))に対して水引増化ビニール 廃棄物の処理を委託するにあたり、乙が定める中小企業者等軽減措置の適用を受けたいので、必要な書類を添え て申し込みます。また、申し込みにあたり、甲は以下の事項に同意します。 1. 乙が定める申込規約(事項)を遵守することと同意します。特に、本申込書記載事項に基づいて軽減制度の適 用を受けた際に記載事項に抵触があることが判明した場合には、当該申込による軽減措置に相当する額の返金に 応ずることを承諾し、同意します。 2. その他乙が軽減措置の適用対象となる資格の判定を行うために当該申込書に記載されていない事項につい て、照会がある場合には、これに応ずることに同意します。

学校法人環境学園
理事長 環境 三郎
申込者法人名等
申込者役職・代表者氏名

環境安全
事業株式会社
代表者氏名

申込書記入例（個人）

【申込者基本情報記入欄】

●申込者欄には処理委託契約を申し込む方の氏名、住所等をフリガナを含め記入してください

JESCO 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
中小企業者等処理費用軽減制度担当

中小企業者等軽減制度申込書

※軽減制度のご申請には、添付書類が必要です

申込日 平成28年4月1日

申込者名	安全 四郎	〒105-0004 東京都港区〇〇1-1-7
申込者住		電話番号(03)ー(2345)ー(6789) FAX(03)ー(2345)ー(6789)

前保管者が解散又は廃業し、ホリ塩化ビフェニル廃棄物を承継する方のみ記入ください

●閉鎖・廃本等をご参照のうえ、廃業当時の状況を正確にご記入ください

●承継年月欄には前保管者からホリ塩化ビフェニル廃棄物を承継した時期を記入してください

前保管者が解散又は廃業し、ホリ塩化ビフェニル廃棄物を承継する方のみ記入ください			
前保管者の名称	有限会社環境製作所		
前保管者の住所	〒105-0004 東京都港区〇〇1-1-7		
前保管者の住所	申込者住所と同じ		
解散・廃業の時期	昭和 5年 10月 28日	前保管者からホリ塩化ビフェニル廃棄物を承継した時期	昭和 5年 10月 28日

【ホリ塩化ビフェニル廃棄物を個人で保管することになった理由欄】

●現保管者が承継することになった理由を簡潔に記入してください

●前保管者が事業をされていた方の例
今般、中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対して処理を委託するPCB廃棄物は、全て有限会社環境製作所において使用・保管していたものであり、平成〇年〇月に同社が解散したこと等に伴い、解散当時において代表取締役を務めていた私 安全 四郎 がその保管義務を承継したものです。

●破産者（破産管財人）の例
平成〇年〇月〇日付で破産者株式会社〇〇の破産管財人として裁判所から選任されたものです。

※何らかの理由で軽減対象廃棄物を保管することになった個人の方もご記入ください

様式2（個人用）

受付日	
受付番号	

処理対象物に関する事項

廃棄物 分類番号*	登録番号 (いよいよ地まる 登録番号を記入下さい)	機器等重量	*下記の機器物分類番号を 記入ください 1. トランス類 2. コンデンサ類 3. 抵抗器類 4. 変圧器類 5. その他
2	S000012345	20kg	

JESCO使用欄	記入不要
JESCO判定	
RCGA RCGA判定	
RCGA判定 判定結果	
備考欄	

申込者（以下「甲」という。）は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「乙」という。）に対してホリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を委託するにあたり、乙が定める中小企業者等軽減措置の適用を受けたので、必要な書類を添えて申し込みます。また、申し込みにあたり、甲は以下の事項に同意します。

1. 乙が定める申込規約（裏面）を遵守することに同意します。特に、本申込書記載事項に基づいて軽減制度の適用を受けた後に記載事項に虚偽があることが判明した場合には、当該申込による軽減額に相当する額の請求に応じることを確認し、同意します。

2. その他乙が軽減措置の適用対象となる資格の判定を行うために他当該申込書に記載されていない事項について照会がある場合には、これに応じることに同意します。

上記記載事項に相違ありません。

申込者氏名

安全 四郎

印

【軽減対象廃棄物記入欄】

●当社に登録した、処理費用軽減申込みの対象となるPOB廃棄物の種類、登録番号、機器等重量を記入してください

●JESGO使用欄には、何も記入しないでください

【申込条件同意確認欄】

●本欄及び裏面の申込規約をよくお読みいただき、同意いただける場合には申込者氏名の記名、押印をお願いします

●印鑑はシャチハタ印以外のものをお使いください

申込書添付書類の一覧

お申込みにあたっては、以下の添付書類をご用意ください。

		商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)等	国税確定申告書の写し	その他
中小企業者	(1) 会社(株式・有限・合資・合名・合同)	 (法人登記簿)	 (法人税申告)	
	(2) 個人事業主		 (所得税申告)	
	(3) 中小企業団体	 (法人登記簿)		 (定款・組合員名簿※1)
(4) 法人 ※会社、中小企業団体を除く		 (法人登記簿)	 (法人税申告)	 (従業員数を証する書類※2)
(5) 個人	解散又は事業の廃止により保管することとなった個人	 前保管者が法人 (閉鎖謄本※3)	 前保管者が個人事業主 (廃業届または廃業証明)	 破産管財人 (管財人証明書)
	上記以外の個人			 (課税証明書※4、所得税申告の写し、自治体への特措法届出の写し、誓約書)

※1…特別な法律により設立された組合又はその連合会の方について、構成員を確認する必要がある場合は提出していただくことがあります。

※2…確定申告書添付書類 等

※3…法人の所在地を管轄する法務局（登記所）で取得できますが、廃業から20年を経過している場合には入手不可となることがあります。その際には、別途書類（廃業したことがわかる資料等）が必要です。

※4…証明する年の1月1日時点の住民地の市区町村で取得できます。

-  添付書類は、申込書と同様、正副2部をご用意ください。
-  添付書類は、中小企業等軽減制度以外には使用いたしません。
-  添付書類は、お返しできませんので、ご了承をお願いします。
-  必要がある場合は、追加で書類をご提出いただくこともございます。

**審査結果の有効期間は通知の日から90日間です。
軽減を受けられることを
確認されたら、お早めに
契約の手続きをお取りく
ださい。**

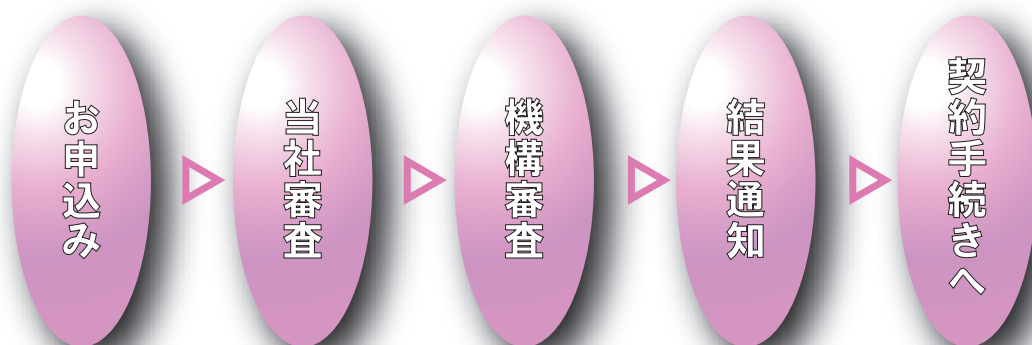
1 申込内容の審査

お送りいただいた申込書類により、当社及び独立行政法人環境再生保全機構が軽減制度の適用の可否について審査を行います。審査結果は当社から保管事業者様に文書でご連絡させていただきます。

2 契約の締結

審査の結果等に基づき、契約金額が決まります。保管者様に契約条件及び金額をご確認いただいた上で、PCB廃棄物処理委託契約の手続を進めさせていただくことになります。

▼ お申込み後の手続きの流れ





【本 社】

〒105-0014 東京都港区芝1丁目7番17号 住友不動産芝ビル3号館
Tel:03-5765-1920 Fax:03-5765-1923

中間貯蔵・環境安全事業株式会社ホームページ

〔 中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、インターネットでも情報発信を行って
います。新しい情報を更新拡充しておりますのでぜひ活用ください。 〕

- ホームページアドレス <http://www.jesconet.co.jp>
- ご意見・お問い合わせ pcb_toroku.tanto@jesconet.co.jp

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

